九　平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち遺族共済年金

十　平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金のうち遺族年金及び通算遺族年金

（日本国籍を有しない者に対する未支給の脱退一時金の支給を請求することができる者に関する経過措置）

第四条　国民年金法附則第九条の三の二第七項において準用する同法第十九条第一項の規定により未支給の同法による脱退一時金の支給を請求することができる者については、同条の規定により未支給の年金の支給を請求することができる者とみなして、平成二十六年改正法第一条の規定による改正後の国民年金法第十四条の二第二項の規定を適用する。

第五条　厚生年金保険法附則第二十九条第八項において準用する同法第三十七条第一項の規定により未支給の同法による脱退一時金の支給を請求することができる者については、同条の規定により未支給の保険給付の支給を請求することができる者とみなして、平成二十六年改正法第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第二十八条の二第二項の規定を適用する。

附　則

この政令は、平成二十七年三月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十四号

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十四条第六項並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第四項及び第三十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第一条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百三十七条中「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条の表第十九条第一項の項の前に次のように加える。

第十四条の二第二項の表	年金の	年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十四条の規定による特別一時金を含む。）の
	年金給付	年金給付（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十四条の規定による特別一時金を含む。）

第百三十七条の表第十九条第一項の項中「（昭和六十年法律第三十四号）」を削る。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項の表第十一条各号列記以外の部分の項中「平成二十五年改正法」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）」に改め、同項の表第十一条第一号ロの項中「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）」を「平成二十五年改正法」に改め、同項の次に次の一項を加える。

5　存続厚生年金基金について厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、同法第百条の二第一項中「健康保険組合」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金、健康保険組合」とする。

第四十九条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　存続連合会について厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、同法第百条の二第一項中「健康保険組合」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会、健康保険組合」とする。

附　則

この政令は、平成二十七年三月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○財務省令第八十五号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十四条第二項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第九仙台中の項中「新田東五丁目まで」の下に「、仙台港北一丁目、仙台港北二丁目」を、「名掛丁」の下に「、中野一丁目から中野五丁目まで」を加え、「、町前一丁目」及び「、宮内一丁目」を削り、同表浦和の項位置の欄中「浦和区」を「中央区」に改め、同表熊本西の項位置の欄中「中央区」を「西区」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。ただし、別表第九浦和の項及び同表熊本西の項の改正規定は、同月四日から施行する。